

身だしなみ規定

身だしなみは、その人の品格をあらわすものであり、就職や面接の際は「見た目」を重視している現状があります。普段から高校生としての自覚を持ち、身だしなみに気をつけることが大切です。

1 制服等について

- (1) 学校所定の制服を着用すること。
- (2) 制服（ネクタイを含む）の変形や手直しをしないこと。変形や手直しをした場合は、原状回復させる。原状回復できない場合は、再度購入とする。
- (3) 夏服時以外は、必ずネクタイを着用する。
- (4) ニットベスト、ニットセーター、カーディガンの購入や着用は任意とするが、その場合は学校指定のものに限る。
- (5) スラックスを腰まで下ろして履いたり（所謂腰履き）、スカート丈を短くして履いたりしてはならない。
- (6) シャツの裾をスラックスやスカートから出して着用してはならない。
 - ①夏服（6月1日～9月30日）
 - ・ワイシャツ、ニットベスト、ニットセーター、カーディガン、夏用スラックス、夏用スカート。
 - ・ワイシャツ（半・長袖）は学校所定又は白の標準ワイシャツとする。
 - ・ベルトは黒・茶の派手でないものとする。
 - ・スカートの下にジャージ等を着用することは禁止する。
 - ②冬服（10月1日～5月31日）
 - ・ブレザー、ワイシャツ、ニットベスト、ニットセーター、カーディガン、冬用スラックス、冬用スカート、ネクタイ。
 - ・ワイシャツ（長袖）は学校所定又は白の標準ワイシャツとする。
 - ・ベルトは黒・茶の派手でないものとする。
 - ・スカートの下にジャージ等を着用することは禁止する。
 - ・防寒のために黒いタイツを着用してもよい。
- (7) 夏服、冬服を問わずワイシャツの下は文字や柄・色等が透けにくいものを着用することが望ましい。ただし、ハイネックのものは着用できない。また、半袖ワイシャツの下に、長袖のシャツを着用してはならない。
- (8) 通学時の防寒としてコート等を着用する場合は、華美（素材・色・形）なものは避け、高校生らしいものとする。なお、盗難やトラブル等に発展する恐れのある高価な毛皮やスカジャンは不可とする。ただし、コート等はブレザーの上に着用すること。
- (9) パーカー・トレーナー・スウェット・ジャージ等の私服を着用することは認めない。
なお、教室内に限っては、ひざ掛けの使用を認める。
- (10) 校章バッチをブレザーの左襟の定められた場所に着ける。
- (11) 制服を着用することが困難な場合は、「異装届」を提出し、許可を得ること。

- (12) 華美な靴、サンダルやスリッパ等での登校は認めない。
- (13) 土曜、日曜、祝日並びに長期休業中の部活動の際の登下校についてはジャージでの登下校を認める。
- (14) 衣替えに関して、夏服は6月1日の前後2週間、冬服は10月1日の前後2週間を移行期間とする。

2 頭髪について

- (1) 高校生らしい清楚な髪型とする。
- (2) パーマ、カール、染色、脱色等は禁止する。
- (3) ドライヤー、アイロン等による変色も認めない。
- (4) ヘアーバンドやエクステンション等の装飾品等は認めない。

3 その他

- (1) 化粧をしてはならない。
- (2) ペンダント、指輪、ピアス、カラーコンタクト等のアクセサリも身に着けてはならない。

頭髪については、「高校生らしい清楚な髪型」を生徒自身が、常識的・客観的な観点で判断してほしいと思います。

通学の靴については、スニーカーや運動靴、革靴をきちんと履いて通学することになっています。サンダルやスリッパでの登校は認めていません。

アルバイト規定

- 1 学校生活に支障のない範囲でのアルバイトを認める。ただし、1学年においては1学期終業式以降とする。
- 2 アルバイトを実施する場合は、必ず「アルバイト実施届」を提出すること。
- 3 アルバイトの目的は、家計または学資の一助とするものでなければならない。
- 4 業種・仕事が高校生としての品位をそこなわず、非行につながる恐れのないもの、保健的に問題のないもの、その他過大な責任を伴わないものでなければならない。
- 5 主として酒類を提供する飲食店・遊技場・娯楽場・危険を伴う作業場・海水浴場等の「呼び込み」等のアルバイトはしない。
- 6 午後9時を過ぎるものは禁止とし、午後10時までには必ず帰宅すること。
- 7 アルバイトのための住み込みは絶対にしないこと。
- 8 考査1週間前及び考査中のアルバイトは認めない。

アルバイトには「社会勉強のため」、「金銭を得ることの困難さを知ることができる」、「礼儀作法」などのプラス面があります。その反面「飲酒・喫煙を覚える場になりやすい」、「アルバイト先で好ま

しくない交友関係ができやすい]、「シフトが多く生活リズムを崩してしまう」等々のマイナス面もあります。お子様にアルバイトをさせたいとお考えの時は担任と充分に話し合ってください。最終的な判断は保護者等に一任しますが、無届けでアルバイトをさせないようお願いします。

携帯電話・スマートフォン・タブレット取扱規定

- 1 式典、集会や授業中は電源を切り使用しない。
- 2 考査期間中は、SHRで携帯電話・スマートフォン等を預け、考査時間中は所持してはならない。
- 3 SNSによるトラブルやいじめが頻発していることを認識し、使用に関しては細心の注意を払うこと。
- 4 タブレットに関しては、タブレットの活用・学内無線LAN利用の手引きとルールを参照すること。

携帯電話やスマートフォンは使用方法を誤ると大きな犯罪に巻き込まれることがあります。SNSによるトラブルが発生していますので、十分注意してください。また、安易な書き込みから「いじめ」に発展することがあります。他人の誹謗中傷などは絶対にしないでください。

交通関係規定

【通学用自転車について】

- 1 通学に自転車を使用する場合は「自転車通学届」をもって届け出ること。届け出の後に交付されるステッカーを学校に乗り入れる自転車の後輪カバーに装着すること。
- 2 通学に使用する自転車は必ず防犯登録をすること。
- 3 昨今の交通状況を鑑み、自転車損害賠償責任保険への加入を推奨する。
- 4 通学に際しては交通法規を遵守し、事故の被害者や加害者にならないよう細心の注意を払うこと。

※自転車通学について

交通ルールを守っていても事故に遭ってしまうケースや歩行者等にぶつかり加害者となってしまうケースはゼロではありません。そのため自転車通学をする生徒に対しては、自転車保険の加入を推奨しています。(茨城県は努力義務) 事故の加害者となってしまった場合には数千万、数億円単位の損害賠償を請求されることも珍しくありません。

自転車に乗る際はヘルメットの着用も推奨しています。(茨城県は努力義務) 学校としましては、積極的に保険に加入していただき、ヘルメット着用のもと、安全に通学してほしいと思っています。

【原動機付自転車について】

- 1 通学に原動機付自転車を使用することは原則認めない。
- 2 通学が困難な交通不便地域に居住する生徒で、別に定める条件に当てはまる生徒は特別に原動機

付自転車での通学を認めることができる。

- 3 原動機付自転車免許を取得した場合は、取得後速やかに「原付運転免許取得届」を提出すること。
ただし、授業日に免許を取得してはならない。
(電動キックボード等について)
- 4 通学に電動キックボード等を使用することは認めない。

【自動二輪車について】

- 1 自動二輪車の運転免許を取得することは原則認めない。
- 2 自動二輪車を通学に使用することは認めない。
- 3 自動二輪車を運転、同乗してはならない。

【自動車運転免許について】

- 1 卒業後の通勤・通学等に必要で、自動車運転免許を取得する場合は、「運転免許取得許可願」を提出し、許可を受けること。
- 2 自動車学校への入学は、3学年2学期中間考査終了後より認める。ただし合宿で免許を取得する場合は2月以降とする。
- 3 免許取得後は保護者同乗時以外、自動車を運転してはならない。
- 4 自動車を通学に使用することは認めない。

原付バイク通学許可規定

【基礎条件】

- 1 原付運転免許取得者のみ許可する。(自動二輪免許取得者は許可しない)
- 2 通学に使用するのは50cc以下の原動機付自転車(原付バイク)のみとする。また、通学に使用する原付バイクは一切の改造をしてはならない。
- 3 強制保険及び任意保険(対人3,000万円以上)に加入すること。
- 4 フルフェイス(頭と顔を完全に覆うもの)のヘルメットを着用すること。
- 5 本校の主催する交通安全講習に必ず参加すること。
- 6 原則交通関係で特別生徒指導を受けたことが無いこと。
- 7 交通法規を遵守すること。

【許可条件】

- 1 「原付登校許可願」を提出し、審査を受けること。
- 2 許可式に保護者等とともに出席し、許可を受けること。
- 3 自宅が本校より10km以上でなおかつ交通不便地域であること。
- 4 部活動(同好会は不可)に加入して、顧問の承認を得ていること。
- 5 原付バイク通学は2学年の4月以降とする。